

議案第89号

鯖江広域衛生施設組合の財産処分に関する協議について

地方自治法第289条の規定により、鯖江広域衛生施設組合の組織市町である福井市の脱退に伴う同組合の財産処分を別紙のとおり関係市町と協議の上定めることについて、議会の議決を求める。

令和7年11月26日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

鯖江広域衛生施設組合から福井市が脱退することに伴う同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出する。

## 鯖江広域衛生施設組合の財産処分に関する協議書（案）

令和8年3月31日をもって鯖江広域衛生施設組合（以下「組合」という。）から福井市が脱退することに伴い、福井市、鯖江市、池田町および越前町は、地方自治法第289条の規定により、組合の財産処分を次のとおり定める。

### 1 土地、建物、物権および物品

全て組合に帰属させる。

### 2 疑義等に係る協議

この協議について疑義が生じたときまたは本協議書に記載のない事項については、福井市、鯖江市、池田町および越前町がその都度協議の上決定する。

令和7年 月 日

福井市長 西 行 茂

鯖江市長 佐々木 勝 久

池田町長 杉 本 博 文

越前町長 高 田 浩 樹